

がん対策推進基本計画に基づく国の主な取組（案）

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 がん医療						
	(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成					
	① すべての拠点病院において、5年以内に、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備	<p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p>  <p>がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用 ※ 旧指定要件に基づくがん診療連携拠点病院については、平成22年4月1日から適用</p>		<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識及び技能を有する医師・コメディカルスタッフ^(※1)の配置 (※1) 医師、診療放射線技師、薬剤師、看護師、放射線治療の精度管理等に携わる技術者 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等^(※2)の設置 (※2) 放射線療法に関する機器(リニアックなど)、外来化学療法室 化学療法の治療内容(レジメン)を審査し、組織的に管理する委員会の設置 急変時等の緊急時に、外来化学療法を行う患者が入院できる体制の確保 <p>(都道府県拠点病院、特定機能病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「放射線療法部門」、「化学療法部門」の設置 		
	② 少なくとも都道府県がん診療連携病院及び特定機能病院において、5年以内に放射線療法部門及び化学療法部門を設置		<p>がん対策情報センターにおいて、放射線療法・化学療法に従事する医療従事者に対する研修会を実施</p> 		<p>大学院において、がん医療に専門的に携わる医療従事者を養成</p> 	
	③ 抗がん剤等の医薬品については、5年以内に、新薬の上市までの期間を2.5年短縮				<p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査人員を増員するなど、審査の迅速化、質の向上に関する各種施策を実施。</p>	

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(2)緩和ケア					
	<p>① 5年以内に、すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を取得 (基本計画上は、10年以内)</p>	<p>各都道府県における緩和ケアの指導者育成を目的とした指導者研修会を実施</p>	<p>緩和研修会開催指針策定</p>		<p>がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会を実施</p>	<p>研修の実施</p>
-2-	<p>② 原則として全国すべての2次医療圏において、5年以内に、緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させるとともに、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を複数箇所整備</p>	<p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p>		<p>がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用 ※ 旧指定要件に基づくがん診療連携拠点病院については、平成22年4月1日から適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体症状の緩和に携わる医師、精神症状の緩和に携わる医師及び看護師から構成される緩和ケアチームを整備し、組織上明確に位置付けること 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制の整備 緩和ケアチーム、主治医・看護師等が参加するカンファレンスの開催 緩和ケアに関する相談等窓口の設置 緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施 		

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(3)在宅医療	① がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加					
		<ul style="list-style-type: none"> 今般の医療制度改革において、新たな医療計画において、居宅等における医療の確保に関する事項を明記するとともに、がん・脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞といった疾患について、在宅医療を含めた連携体制を明示すること等を医療法に規定 医療計画等に基づき、拠点病院を中心として、緩和ケア病棟、緩和ケア外来、緩和ケアチーム、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション・薬局等の地域ごとの連携の推進 平成18年度診療報酬改定において、新たに24時間の往診及び訪問看護の提供体制を持つ診療所を在宅療養支援診療所と位置づけ、手厚い評価を実施 静岡市や尾道市において地域の医師会が中心となって、在宅医療に係る先進的な取組が行われているが、厚生労働省としては、このような好事例を紹介するなど、他の地域においても、安心して在宅医療が受けられる体制が構築されるように努めている 				
(4)診療ガイドラインの作成	① 科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新	<p>厚生労働科学研究費補助金により公募</p>				

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
2 医療機関の整備等						
	<p>① 原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、概ね1所程度拠点病院を整備</p> <p>がん診療連携拠点病院として35 1施設を旧指定 要件に基づき指 定する</p> <p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p> <p>がん診療拠点病院の新指定要件の適用</p> <p>22年4月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新指定要件に基づく拠点病院へ移行 ・未設置医療圏への追加指定 					
	<p>② すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携クリティカルパスを整備</p> <p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p> <p>がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用(平成24年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究班により、各地域で活用可能な地域連携クリティカルパスモデルの作成(がん臨床研究事業「全国のがん診療連携拠点病院において活用が可能な地域連携クリティカルパスモデルの開発」班) ・地域連携クリティカルパスの整備に向けた地域の医療機関との調整 ・地域連携クリティカルパスの試行 等 					

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
3 がん医療に関する相談支援及び情報提供							
	① 原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備	351のがん診療拠点病院に相談支援センターを設置				相談支援センターの体制の維持及び充実	
	② すべての相談支援センターにおいて、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置すること。	がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し	国立がんセンターがん対策情報センターによる研修の受講	がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用	相談支援センターに、がん対策情報センターによる研修を修了した専従及び専任の相談員を複数人以上配置		
⑤	③・がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させる ・当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加 ・当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できる	小児がんの冊子作成	成人のがんの冊子作成、患者必携の作成	その他のがん種、療養生活に関する冊子など、インターネットの情報と同期させながら作成、更新	編集委員会設置	患者・市民パネル、専門家パネル設置 患者・市民パネル、専門家パネル設置	患者・市民パネル、専門家パネル、編集委員会等の充実
	④ 拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させる	がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し	がん診療連携拠点病院の「現況報告書」により、診療実績等をがん対策情報センターにおいて公表			手に入れやすい方法での配布 ・冊子管理や配布元の増加	

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
4 がん登録						
	<p>①・院内がん登録を実施している医療機関数を増加</p> <p>・すべての拠点病院における院内がん登録の実施状況を把握し、その状況を改善</p>					
	<p>都道府県がん対策推進計画に基づき、拠点病院を中心に、院内がん登録を実施している医療機関数を増加</p> <p>がん診療連携拠点病院の院内がん登録の現況調査を実施</p> <p>現況調査の結果を踏まえ、がん対策情報センターにより、拠点病院に対する支援策について検討</p> <p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p> <p>院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センターに情報提供</p>					
	<p>② すべての拠点病院において、5年以内に、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講</p>					
	<p>がん診療連携拠点病院の指定要件の見直し</p> <p>国立がんセンターがん対策情報センターによる研修の受講</p> <p>がん診療連携拠点病院の新指定要件の適用</p> <p>がん対策情報センターによる研修を受講した専任のがん登録の実務を担う者を配置すること。</p>					
	<p>③ がん登録に対する国民の認知度調査を実施するとともに、がん登録の在り方について更なる検討を行い、その課題及び対応策を取りまとめる</p>					
	<p>世論調査で認知度に関する調査を実施</p> <p>研究班で課題及び対応策について検討</p>					

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
5 がんの予防	<p>① 発がんリスクの低減を図るため、たばこ対策について、すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を0%とすること、さらに、禁煙支援プログラムのさらなる普及を図りつつ、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと。</p> <p>② 健康日本21に掲げられている「野菜の摂取量の増加」、「1日の食事において、果物類を摂取している者の増加」及び「脂肪エネルギー比率の減少」</p>			健康日本21による普及啓発等の推進		
6 がんの早期発見	<p>①・効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上とする ・すべての市町村において、精度管理・事業評価を実施 ・科学的根拠に基づくがん検診の実施</p>	<pre> graph LR A["① 発がんリスクの低減を図るため、たばこ対策について、すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を0%とすること、さらに、禁煙支援プログラムのさらなる普及を図りつつ、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと。 ② 健康日本21に掲げられている「野菜の摂取量の増加」、「1日の食事において、果物類を摂取している者の増加」及び「脂肪エネルギー比率の減少」"] --> B["健やか生活習慣 国民運動の展開"] B --> C["がん検診受診率50%に向けた取組の検討"] B --> D["がんに関する普及 啓発懇談会の設置"] C --> E["国・自治体・企業・検診機関、 患者団体等が一体となった がん検診受診率向上に向け た広報を全国的展開"] D --> F["今後の我が国におけるがん検診事業評価 の在り方を検討"] F --> G["がん予防重点健康教育 及びがん検診実施のための指針等を策定"] G --> H["精度管理・事業評価を実施"] </pre>				

分野別 施 策	個別目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
7 がんの研究						
	<p>① がんによる死者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進</p> <p>厚生労働省、文部科学省及び経済産業省により推進</p> <pre> graph TD A[① がんによる死者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進 厚生労働省、文部科学省及び経済産業省により推進] --> B[] B --> C[] C --> D[] D --> E[] E --> F[] F --> G[成果を国民に還元] </pre>					